

別表第1 (第17条、第18条、第25条、第28条関係)

区分	種目	対象者	性能	耐用年数	基準額	
給付	介護・訓練支援用具	下肢又は体幹機能障害2級以上に該当する者	年齢制限無	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	154,000円
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令別表で定める特殊の疾病がある者（以下この表において「難病患者等」という。）で、常時介護を要するもの				
	特殊マット	下肢又は体幹機能障害1級に該当する者であって、常時介護を要するもの	18歳以上	床ずれの防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5年	19,600円
		難病患者等で、寝たきりの状態にある者	年齢制限無			
		下肢又は体幹機能障害2級以上に該当する者	3歳以上 18歳未満	失禁等による汚染又は損耗を防止するためマット（寝具）にビニール等の加工をしたもの		
		重度又は最重度の知的障害者又は知的障害のある児童（以下「知的障害者等」という。）	3歳以上			
	特殊尿器	下肢、体幹又は平衡機能障害1級に該当する者であって、常時介護を要する者	6歳以上	尿が自動的に吸引されるもので、障害者等又は介護者が容易に使用できるもの	5年	67,000円
		難病患者等で、自力で排尿できない者	年齢制限無			
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上に該当する者であって、入浴に当たって、家族等他人の介助を要するもの	3歳以上	障害者等を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年	82,400円
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上に該当する者であって、下着交換等に当たって家族等他人の介助を要するもの	6歳以上	介助者が障害者等の体位を変換させるのに容易に使用できるもの	5年	15,000円
難病患者等で、寝たきりの状態にある者		年齢制限無				

	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上に該当する者	年齢制限無	介護者が障害者等を移動させるに当たって、容易に使用できるもの(天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。)	4年	159,000円
		難病患者等で、下肢又は体幹機能に障害のある者				
	訓練いす	下肢又は体幹機能障害2級以上に該当する者	3歳以上 18歳未満	付属のテーブルをつけたもの	5年	33,100円
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害2級以上に該当する者	6歳以上 18歳未満	脚又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8年	159,200円
		難病患者等で、下肢又は体幹機能に障害のある者	年齢制限無			
	自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害者等で、入浴に介助を必要とするもの	年齢無制限	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者等又は介助者が容易に使用できるもの(設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。)	8年
難病患者等で、入浴に介助を必要とする者						
便器		下肢又は体幹機能障害2級以上に該当する者	便器(手すり無) 18歳以上 便器(手すり付) 年齢制限無	障害者等が容易に使用できるもの(手すりをつけることができるものを含む。)ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	便器(手すり無) 4,450円 便器(手すり付) 5,400円
		難病患者等で常時介助を要する者	年齢制限無			
頭部保護帽		下肢、体幹又は平衡機能障害等があり、起立、歩行等に頻繁に転倒する者	年齢制限無	転倒の衝撃から頭部を保護するもの	3年	レディーメイド 12,160円 オーダーメイド 36,750円
重度又は最重度の知的障害者等であつて、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの						
T字状・棒状のつえ	下肢、体幹又は平衡機能障害であり、歩行障害があり、支持が必要な者	3歳以上	T字状のもの又は棒状のもので十分な強度を有し、障害者等が容易に使用できるもの	3年	木材製 2,200円 軽金属製	

					3,000円
移動・移乗 支援用具	下肢、体幹又は平衡機能障害であり、家庭内の移動等において介助を必要とする者	3歳以上	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。（設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。）	8年	60,000円
	難病患者等で、下肢が不自由な者	年齢制限無	(1) 障害者等の身体機能の状態を十分ふまえたもので、必要な強度と安定性を有するもの (2) 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。		
特殊便器	上肢障害2級以上に該当する者	年齢制限無	ウォシュレット機能を有するもの（取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。）	8年	151,200円
	重度又は最重度の知的障害者等であって、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難なもの 難病患者等で、上肢機能に障害のある者				
火災警報器	身体障害2級以上に該当する者又は重度若しくは最重度の知的障害者又は精神障害1級以上に該当する者であって、障害者等のみで構成する世帯又はこれに準ずる世帯に属するもの	年齢制限無	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで報知できるもの	8年	15,500円
自動消火器	身体障害者2級以上に該当する者又は重度若しくは最重度の知的障害者又は精神障害1級以上に該当する者であって、障害者等のみで構成する世帯又はこれに準ずる世帯に属するもの	年齢制限無	室内の温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴出し、初期火災を消火できるもの	8年	28,700円
	火災発生の感知及び避難が著しく困難な				

		難病患者等のみで構成する世帯又はこれに準ずる世帯に属する者				
	電磁調理器	視覚障害2級以上に該当する者であつて、視覚障害者若しくは視覚に障害のある児童（以下「視覚障害者等」という。）のみで構成する世帯若しくはこれに準ずる世帯に属するもの又は重度若しくは最重度の知的障害者	18歳以上	視覚障害者又は知的障害者が容易に使用できるもの	6年	41,000円
	歩行時間延長 信号機用 小型送信機	視覚障害2級以上に該当する者	6歳以上	視覚障害者等が容易に使用できるもの	10年	7,000円
	聴覚障害者用 屋内信号装置	聴覚障害2級以上に該当する者であつて、聴覚障害者若しくは聴覚に障害のある児童（以下「聴覚障害者等」という。）のみで構成する世帯又はこれに準ずる世帯に属するもの（日常生活上必要と認められる者に限る。）	18歳以上	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの（サウンドマスター、聴覚障害者用目覚まし時計及び聴覚障害者用屋内信号灯を含む。）	10年	87,400円
	聴覚障害者用お 知らせアラーム	聴覚障害3級以上に該当する者	年齢制限無	振動により、病院等で呼び出しが可能なもので、聴覚障害者等が容易に使用できるもの	5年	87,400円
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行うもの	3歳以上	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年	51,500円
	ネブライザー (吸入器)	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者又は身体に障害のある児童（以下「身体障害者等」という。）で、必要と認められるもの	年齢制限無	障害者等又は介護者が容易に使用できるもの	5年	36,000円

	難病患者等で、呼吸器機能に障害のあるもの				
電気式 たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者等で、必要と認められるもの 難病患者等で、呼吸器機能に障害のある者	年齢制限無	障害者等又は介護者が容易に使用できるもの	5年	56,400円
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	呼吸器又は心臓機能障害3級以上又は同程度の身体障害者等で、人工呼吸器の装着が必要と認められるもの 難病患者等で、人工呼吸器の装着が必要と認められるもの	年齢制限無	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障害者等が容易に使用できるもの	5年	157,500円
酸素ボンベ 運搬車	呼吸器機能障害者等で、医療保険における在宅酸素療法を行うもの	年齢制限無	障害者が容易に使用できるもの	10年	17,000円
盲人用 音声体温計	視覚障害2級以上に該当する者であつて、視覚障害者等のみで構成する世帯又はこれに準ずる世帯に属しているもの	6歳以上	視覚障害者等が容易に使用できるもの	5年	9,000円
盲人用体重計	視覚障害2級以上に該当する者であつて、視覚障害者等のみで構成する世帯又はこれに準ずる世帯に属しているもの	年齢制限無	視覚障害者が容易に使用できるもの	5年	18,000円
音声血圧計	視覚障害2級以上に該当する者であつて、視覚障害者等のみで構成する世帯又はこれに準ずる世帯に属しているもの	18歳以上	視覚障害者が容易に使用できるもの	5年	13,000円
発電機	呼吸機能障害者等で、人工呼吸器、吸引器又は吸入器を利用し、かつ常時介護を必要とするもの（日常生活上必要と認められる者に限る。）で、医師が必要と認めるもの	年齢制限無	ガソリン、ガスボンベ等で作動する正弦波インバーター発電機であつて、定格出力が850VA以上であるもので、障害者等又は介助者が容易に使用できるもの	10年	100,000円

		難病等患者等で、その疾患が起因となり 上欄の医療機器を利用し、かつ常時介護 を必要とするもので、医師が必要と認め るもの				
	ポータブル電源 (蓄電池等)	呼吸機能障害者等で、人工呼吸器、吸引 器又は吸入器を利用し、かつ常時介護を 必要とするもの（日常生活上必要と認め られる者に限る。）で、医師が必要と認め るもの 難病等患者等で、その疾患が起因となり 上欄の医療機器を利用し、かつ常時介護 を必要とするもので、医師が必要と認め るもの		蓄電機能を有する正弦波交流出力の ポータブル電源であって、定格出力が 300W以上であるもので、障害者等又は 介助者が容易に使用又は運搬できる もの	5年	62,000円
	カーインバーター	呼吸機能障害者等で、人工呼吸器、吸引 器又は吸入器を利用し、かつ常時介護を 必要とするもの（日常生活上必要と認め られる者に限る。）で、医師が必要と認め るもの 難病等患者等で、その疾患が起因となり 上欄の医療機器を利用し、かつ常時介護 を必要とするもので、医師が必要と認め るもの		自動車用バッテリー等の直流電流 (DC)を正弦波交流電流(AC)に変換す る装置であって、定格出力が300W以上 であるもので、障害者等又は介助者が 容易に使用できるもの	5年	30,000円
情報・ 意思 疎通 支援	携帯用 会話補助装置	音声機能障害者若しくは音声機能に障害 のある児童、言語機能障害者若しくは言 語機能に障害のある児童又は肢体不自由 者であって、発声及び発語に著しい障害 を有するもの	6歳以上	携帯式で、言葉を音声又は文書に変換 する機能を有し、障害者等が容易に使 用できるもの	5年	98,800円

用具	情報通信 支援用具	視覚障害者等又は上肢障害2級以上に該当する者	6歳以上	在宅でパソコンを操作する上で必要となる周辺機器及びソフト	6年	100,000円
	点字 ディスプレイ	視覚、聴覚障害とも2級以上の重複障害者であって、社会参加等のために必要と認められるもの	18歳以上	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6年	383,500円
	点字器	視覚障害者であって、視力の低下や視野狭窄により読み書きが困難になっているもの	6歳以上	視覚障害者等が容易に使用できるもの	7年	標準A型 10,400円 標準B型 6,600円
					5年	携帯用A 7,200円 携帯用B 1,650円
	点字 タイプライター	視覚障害2級以上に該当する者であって、就労若しくは就学をしているもの又は就労が見込まれるもの	6歳以上	視覚障害者等が容易に使用できるもの	5年	63,100円
	視覚障害者用 ポータブル レコーダー	視覚障害2級以上に該当する者	6歳以上	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品で、視覚障害者等が容易に使用できるもの	6年	録音再生機 85,000円
						再生専用機 35,000円
視覚障害者用	視覚障害2級以上に該当する者	6歳以上	文字情報と同一紙面上に記載された	6年	98,800円	

	活字文書読上げ装置			当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者等が容易に使用できるもの		
	ワンセグラジオ	視覚障害2級以上に該当する者	18歳以上	地上デジタル放送のテレビ音声を受信する機能を有し、視覚障害者等が容易に使用できるもの	5年	8,000円
	視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者等で、当該装置の使用により文字等を読むことが可能になるもの	6歳以上	映像入力装置を印刷物の上に置くことで、簡単に拡大された映像（文字等）をモニターに映し出せるもの	8年	198,000円
	盲人用時計	視覚障害2級以上に該当する者（音声式時計にあつては、視覚障害2級以上に該当する者であつて、手指の触覚の障害等のため触読式時計の使用が困難なものに限る。）	18歳以上	視覚障害者が容易に使用できるもの	10年	触読式時計 10,300円 音声式時計 13,300円
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害者等又は発声・発語に著しい障害を有し、コミュニケーション又は緊急連絡の手段として必要があると認められるもの	年齢制限無	一般の電話機に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器で、障害者等が容易に使用できるもの(FAX)	5年	71,000円
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者等で、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	年齢制限無	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者等が容易に使用できるもの（アイ・ドラゴン）	6年	88,900円

	人工喉頭	音声・言語機能障害者等で、無喉頭、発声筋麻痺等により音声を発することが困難なもの	6歳以上	顎下部等にあてた電動板を駆動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの（電池、充電器付属）	5年	電子式	70,100円
				呼気によりゴム等の幕を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの（気管カニューレ付属）	4年	笛式	5,000円
	人工内耳体外装置用充電器	現に人工内耳体外装置（スピーチプロセッサ）を装着している聴覚障害者等で、現在使用している体外装置が装着後2年を経過しているもの又は直近の給付を受けてから2年を経過しているもの	年齢制限無	現に装着する人工内耳体外装置に使用するもので、障害者等が容易に使用できるもの	2年		25,200円
	人工内耳体外装置用充電電池	現に人工内耳体外装置（スピーチプロセッサ）を装着している聴覚障害者等で、現在使用している体外装置が装着後2年を経過しているもの又は直近の給付を受けてから2年を経過しているもの	年齢制限無	現に装着する人工内耳体外装置に使用するもので、障害者等が容易に使用できるもの	2年		15,300円
	人工内耳体外装置用完全防水アクセサリ	現に人工内耳体外装置（スピーチプロセッサ）を装着している聴覚障害者等	年齢制限無	現に装着する人工内耳体外装置に使用するもので、入浴中や水害等の際の防水用カバーとして障害者等が容易に使用できるもの	—	1月	20,000円
排泄管理 支援用具	ストーマ用装具（消化器系）	直腸機能障害で、ストーマを造設した者	年齢制限無		—	1月	8,858円
	ストーマ用装具（尿路系）	膀胱機能障害で、ストーマを造設した者	年齢制限無		—	1月	11,639円
	収尿器	膀胱機能、体幹機能又は下肢機能障害で、神経因性膀胱が認められるもの又は尿路	3歳以上	普通型と簡易型があり、普通型は、採尿袋と蓄尿袋で構成され、尿の逆流防	1年	男性用 A 普通型	

			変更のストーマを持ち、カテータルを留置しているもの		止装置を付けるもの		7,700円
						B 簡易型	5,700円
						女性用	
						A 普通型	8,500円
						B 簡易型	5,900円
貸与	情報・意思疎通支援用具	一人暮らし用緊急通報装置	障害の程度が2級以上のもの	18歳以上	障害者等が身につけることが可能で、簡単な操作により緊急事態を自動的に受信センター等に通報可能なもの	—	—
		老人・障害者用電話（福祉電話）	身体障害者手帳2級以上の難聴者又は外出困難な者で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められたもの。ただし、障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。	18歳以上	コミュニケーション、緊急連絡等の手段として利用するもので、障害者等が容易に利用しやすいもの	—	新規設置費用 83,300円 回線切替工事費用 2,000円 FAX 7,700円

備考

- 1 火災警報器の給付は、1世帯2台までとする。
- 2 発電機、ポータブル電源（蓄電池等）又はカーインバーターの給付は、いずれか1種目とする。